

佐久市中小企業振興資金融資制度について

この制度は、中小企業の皆さんが事業経営に必要とする資金を円滑に調達し、大きく飛躍していただくことができるよう、県や市が金融機関に対して資金を預託し、低金利融資を行う制度です。融資は原則として、長野県信用保証協会の保証付き融資です。

中小企業の範囲					
業種	資本金	従業員数	業種	資本金	従業員数
小売業 (飲食業を含む)	5,000万円以下	50人以下	ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	旅館業	5,000万円以下	200人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	その他産業	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業 (注1)	3億円以下	900人以下	(注1) ゴム製品製造業は、自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く		

※ 資本金または従業員数のいずれかが該当すれば中小企業者となります。

※ 小規模企業者・・・常用従業員数が20人(商業またはサービス業(宿泊業及び娯楽業を除く。))の場合は5人以下の法人または個人

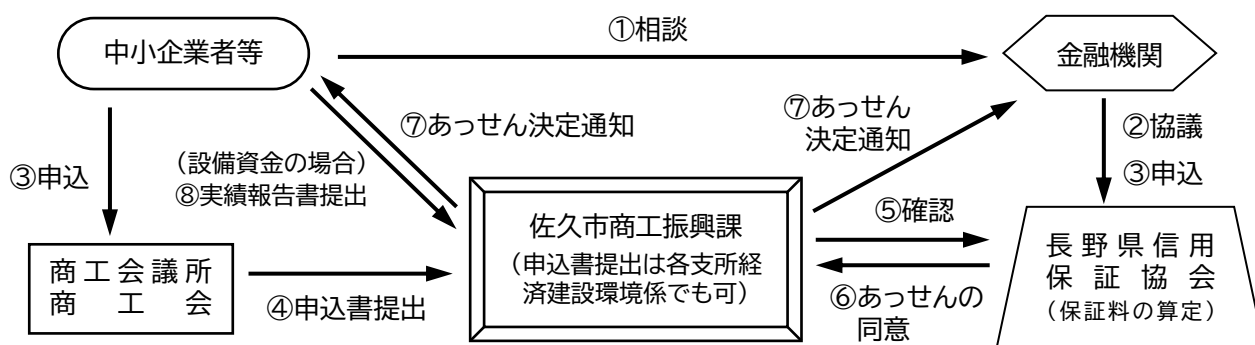
借受資格

- 1 市内に工場又は店舗を有する中小企業者で、原則として1年以上継続して事業を営んでいる方
- 2 創業支援資金は、開業後1年未満でも対象(ただし、商工会議所・商工会の経営指導員による6か月以上の経営指導を要する)
- 3 次の場合は、本制度の利用ができません。

ア 税金を滞納している	オ 制度融資を不正に利用したことがある
イ 金融機関から取引停止の処分を受けている	カ 公序良俗に反する行為または違法行為を行っている
ウ 信用保証協会で代位弁済中である	キ 経営の継続又は返済の見込みがない
エ 許可等を要する業種の場合、これらを受けないで営業している	ク 営業と家計が分離していない

※借入後に、工場及び店舗を市外に移転または閉鎖等する場合、市制度資金は全額償還となりますので、お早めにご相談ください。

佐久市中小企業振興資金申込からあっせん決定までの流れ



- ①融資の利用が可能か、借入希望金融機関に相談
- ②金融機関と信用保証協会とで事前協議を行う
- ③商工会議所・商工会の経営指導員のアドバイスを受け、書類を整え申し込む
- ④経営指導員が審査票を作成し、市に提出

◆◆◆ 信用保証料の算定 ◆◆◆

担保の有無、保証料率割引の有無、保証金額、保証期間、保証料率、割賦返済回数別係数に基づき、下記の計算式により算出(保証料率は、9段階に設定され、財務内容を総合的に評価して信用保証協会が決定)

$$\text{保証料} = (\text{ア}) + (\text{イ})$$

$$(\text{ア}) \text{ 据置期間部分の保証料} = \text{保証金額} \times (\text{据置期間}(\text{日数}) \div 365) \times \text{保証料率}$$

$$(\text{イ}) \text{ 割賦返済部分の保証料} = \text{保証金額} \times ((\text{保証期間} - \text{据置期間}(\text{日数})) \div 365) \times \text{保証料率} \times \text{割賦返済回数別係数}$$

保証料率の引き上げを条件に、保証人による保証を提供しないことも可とする
(制度概要ページ参照)